

イセエビ類の禁漁が解禁！

でも

ちよつとまって



イセエビ類は、漁業権の対象種です。

- ☑ 一般の方は、禁漁期間外であっても獲ることはできません。
- ☑ 獲った場合は、漁業法第195条により漁業権者から告訴される可能性があります。
(罰則:100万円以下の罰金)

漁業者も沖縄県漁業調整規則による決まりを遵守し、イセエビ類・セミエビ類の資源を守っています。

禁漁期間：毎年4月1日～7月31日

体長制限：体長20cm以下の採捕禁止(周年)

その他：セミエビ抱卵個体の採捕禁止(周年)